

令和7年度版



鳥取県監査委員のあゆみ



令和7年4月

鳥取県監査委員事務局

目

次

1	鳥取県監査委員のあゆみ	1 頁
2	令和 6 年度監査委員協議会開催実績	6
3	年度別監査実績	9
4	年度別定期監査実績（監査意見含む）	10
5	年度別財政的援助団体等監査実績（監査意見含む）	14
6	年度別行政監査実績	17
7	年度別住民監査請求監査実績	20
8	年度別職員の賠償責任請求監査実績	23
9	年度別例月現金出納検査実績	24
10	年度別決算審査等実績（監査意見含む）	26
11	年度別業務適性化評価報告書審査実績	32
12	年度別健全化判断比率等審査実績	35
13	年度別包括外部監査実績	37
14	年度別監査委員活動実績	39
15	年度別定数・組織経緯表	40
16	年度別監査委員・監査委員事務局職員配置表	41
17	監査の種別と根拠法令	42
18	各種監査等の説明	43
19	令和 7 年度監査等執行計画	46
20	鳥取県監査委員のミッション	51

鳥 取 県 監 査 委 員 の あ ゆ み

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

(敬称略)

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
6 〔 高務 裕子 牧田 宗大 山根 こころ 川部 洋 〕	1 住民監査請求 (1) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年8月5日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(9月12日通知)。 (2) 「住民監査請求に係る公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年8月22日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(9月12日通知)。 (3) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年9月12日受付、10月17日受理、請求人1名) ・結果：請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却(11月11日通知)。 (4) 「住民監査請求の却下通知に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年9月17日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (5) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年9月24日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (6) 「公文書送付に要した簡易書留に係る郵便料金」 (令和6年9月26日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (7) 「職員の過失による公文書再送付に要した郵便料金」 (令和6年9月30日受付、10月17日受理、請求人1名) ・結果：請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却(11月11日通知)。 (8) 「公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金」 (令和6年10月4日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月11日通知)。 (9) 「国道改良工事に係る契約不適合責任に基づく損害賠償請求について」 (令和7年3月5日受付、3月10日受理、請求人1名) ・当年度に引き続き、令和7年度も継続して監査を実施。 2 令和6年度においては、コロナ禍前の監査体制により、各種監査を実施した。	

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
5 〔桐林 正彦 奈良井 恵 牧田 宗大 川部 洋〕	1 新型コロナウイルス感染症の5類への移行 令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行された。令和2年度から4年度にかけて、監査の実施数や実施方法を変更するなどして対応してきたが、5年度においても、行政監査、財政的援助団体等監査について、過年度に行った実施方法の見直しの影響が残った。	
4 〔桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 福田 俊史〕	1 定期監査における勧告 国庫補助金に係る多額の未収金の発生について、勧告を行った。 2 行政監査 (1) 1の事案に関して、国庫補助金に係る法定受託事務手続について監査を行った。 (2) 民間企業等との連携協定について、対象機関から監査資料の提出を受けたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等によりスケジュールを変更し、事務監査・本監査とも令和5年度に実施することとなった。 3 新型コロナウイルス感染症の影響 (1) 定期監査 本 監 査：実地監査から書面監査に変更 33 機関 (34 機関を対面監査からリモート監査に変更) 事務監査：実地監査から書面監査に変更 30 機関 (2) 財政的援助団体等監査 実地4団体、書面3団体の監査を行った。 4 住民監査請求 (1) 産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出等 (令和4年4月6日受理、請求人10名) ・結果：請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却、一部については住民監査請求の要件を欠くため却下（5月20日通知）。 (2) 国葬儀に係る公金支出について (令和4年9月21日ほか受理、請求人9名) ・結果：請求人の主張に理由がないものと認め棄却（11月14日通知）。 (3) 知事の著書発行に伴う職員人件費等 (令和4年12月28日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（1月31日通知）。	
3 〔桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 福田 俊史〕	1 職員数の減（13名→12名） 2 新型コロナウイルス感染症の影響 (1) 定期監査 非接触型勤務の徹底が求められる中、状況に応じ、監査の実施方法を変	

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
	更するなどして行った。 本 監 査：対面監査からリモート監査へ変更 18 機関 事務監査：実地監査から書面監査へ変更 28 機関 (2) 財政的援助団体等監査 不急の業務の見送りや非接触型勤務の徹底等の継続を踏まえ、また団体個々の状況等も勘案し、実施予定 29 団体を実地監査 6 団体、書面監査 3 団体に変更して行った。 (3) 行政監査 2 交代制勤務や非接触型勤務の徹底を踏まえ、当年度の実施を見送った。 3 職員の賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求（令和 3 年 2 月 26 日受理）の監査結果を通知（令和 3 年 5 月 17 日）。 4 住民監査請求 「令和元年度分政務活動費」 （令和 3 年 6 月 28 日受付、請求人 1 名） ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（7 月 19 日通知）。 5 令和 2 年度から地方公営企業法財務規定等を適用した天神川流域下水道事業について、決算審査を行った。	
2 〔桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 広谷 直樹〕	1 職員数の減（14 名→13 名） 2 業務適正化評価報告書審査意見の提出 本県においては地方自治法の一部改正（平成 29 年 6 月改正、令和 2 年 4 月施行）を先取りし、令和元年度から業務適正化（内部統制）が導入されたことを踏まえて、他都道府県に先立ち、業務適正化評価報告書審査意見書を作成、公表した。 3 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場に係る埋蔵文化財本調査」 （令和 2 年 6 月 4 日受付、請求人 1 名） ・結果：請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却（7 月 31 日通知）。 4 天神川流域下水道事業に対して地方公営企業法の財務規定等を適用することとなり、令和 2 年度は例月現金出納検査を行った。	
元 〔小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 広谷 直樹〕	1 監査委員の減 平成 31 年 2 月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が 4 名となった。（H31. 4. 29 施行：1 名減（議選委員の 1 名減）） 2 業務適正化（内部統制）体制の導入を踏まえた定期監査の見直し 執行部において事務の網羅的なチェックを行うこととなったことを踏まえ	業務適正化（内部統制）体制の導入

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
	て、令和元年度決算に係る定期監査から実地監査数及び監査資料（旧称：監査調書）の見直しを行った。 3 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。（40 団体→30 団体） 4 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求（令和元年 11 月 8 日受理）の監査結果を通知（令和2年2月18日）。	
30 〔小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 内田 博長 坂野経三郎〕	1 職員数の減（15 名→14 名） 2 住民監査請求 「平成 29 年度分政務活動費」 （平成 30 年 10 月 12 日及び 15 日受付、請求人 1 名） ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（11 月 8 日通知）。 3 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求（2 件。平成 30 年 1 月 30 日受理）の監査結果を通知（平成 30 年 4 月 10 日及び 5 月 25 日）。	
29 〔小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 内田 博長〕	1 地方自治法の一部改正による監査専門委員の選任等に係る検討 監査専門委員を選任することができることとされたため、監査委員協議会においてその必要性等を協議し、第 7 回監査委員協議会（平成 29 年 9 月 27 日）で直ちに選任する必要はない旨合意した。 2 県議会決算審査特別委員会委員長報告における監査委員の決算審査意見への言及 （内容）特別委員会での審査の過程で、監査意見に対して疑問を呈する意見があったことを言及された。 〔該当箇所〕 ・歳入歳出決算審査意見書の第 3 セクターへの貸付方法 ・公営企業会計決算審査意見書（企業局）の P F I 関係に係る組織のあり方	地方自治法の一部を改正する法律公布 (H29.6.9)
28 〔小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 上村 忠史〕	1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。（50 団体→40 団体） 2 住民監査請求	

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
〔森 雅幹〕	「産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出」 (平成 28 年 4 月 27 日受付、請求人 9 名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（5 月 26 日通知）。 3 職員の損害賠償責任監査 現金（資金前渡金）の亡失に係る損害賠償責任監査請求（平成 28 年 7 月 12 日受理）の監査結果を通知（平成 28 年 9 月 30 日）。	
27 〔岡本 康宏 湯口 夏史 山根 朋洋 上村 忠史 森 雅幹〕	1 定期監査の実地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、本庁機関について、実地監査機関数を絞り込んで個々の機関の監査の充実を図ることとした。 2 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について」 (平成 27 年 4 月 22 日受理。請求人 9 名) ・結果：請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却（6 月 10 日通知）。 3 鳥取県日野地区連携・共同協議会の決算について、同協議会規約の規定に基づき審査を行った（平成 27 年 8 月 19 日）。	

令和 6 年度監査委員協議会開催実績

令和 7 年 4 月 1 日

鳥取県監査委員事務局

回	開催年月日	出席委員 (※印はオンライン出席)	協 議 事 項
1	R6. 5. 15	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 令和 6 年度財政的援助団体等監査の実施団体の選定について ・ 指定管理者制度等に係る監査について ・ 令和 6 年度監査等執行計画の変更について ・ 令和 6 年度包括外部監査人の監査の事務を補助する者について
2	R6. 7. 11	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 財政的援助団体等監査実施団体補助金等交付団体の選定について ・ 公営企業会計に係る決算審査意見候補について
3	R6. 8. 9	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 令和 5 年度鳥取県公営企業会計に係る決算審査意見（案）について ・ 健全化判断比率等審査の実施について ・ 住民監査請求について ・ 業務適正化評価報告書の審査方法について
4	R6. 8. 19	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 住民監査請求について
5	R6. 9. 6	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 令和 5 年度決算に係る健全化判断比率等の審査意見書（案）について ・ 令和 5 年度鳥取県歳入歳出決算審査意見書（案）について ・ 住民監査請求について
6	R6. 9. 12	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 住民監査請求について ・ 令和 5 年度決算に係る定期監査の監査意見候補等について ・ 令和 5 年度業務適正化評価報告書審査について ・ 令和 5 年度鳥取県歳入歳出決算審査意見書（案）について ・ 令和 6 年度財政的援助団体等監査（本監査）に係る実施団体の選定について
7	R6. 9. 27	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 住民監査請求について ・ 令和 5 年度業務適正化評価報告書審査意見書（案）について ・ 令和 5 年度決算に係る定期監査の監査意見候補等について ・ 令和 5 年度決算に係る定期監査重点事項の調査結果について ・ 令和 5 年度決算に係る定期監査の税外未収金に対する処置（案）について
8	R6. 10. 15	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・ 住民監査請求について

回	開催年月日	出席委員 (※印はオンライン出席)	協 議 事 項
9	R6. 10. 17	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書（案）について ・令和5年度決算に係る定期監査意見について ・令和5年度決算に係る定期監査の税外未収金に対する処置（案）について ・令和5年度決算に係る定期監査結果処置（案）について ・令和5年度決算に係る定期監査重点事項調査に係る意見書（案）について ・住民監査請求について
10	R6. 10. 21	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・令和5年度決算に係る定期監査意見について
11	R6. 11. 7	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・住民監査請求について ・令和5年度決算に係る定期監査結果報告書（案）について
12	R6. 11. 28	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の監査結果等について ・令和7年度(令和6年度)決算監査等執行計画の策定方針について ・令和6年度決算に係る定期監査の重点事項について ・令和6年度決算に係る監査資料様式について
13	R6. 12. 6	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の監査結果及び監査意見について ・令和6年度決算に係る定期監査の重点事項について
14	R6. 12. 23	高務代表 牧田委員※ 山根委員※ 川部委員	・令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査に係る監査意見について ・令和7年度包括外部監査契約の締結に関する意見について ・令和7年度監査等執行計画（案）について ・令和6年度決算に係る定期監査資料の見直しについて
15	R7. 1. 14	高務代表 牧田委員※ 山根委員※ 川部委員※	・令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査結果報告書について ・令和7年度行政監査について ・令和6年度決算審査特別委員会の概要について ・令和6年度決算に係る定期監査資料の見直しについて
16	R7. 2. 19	高務代表 牧田委員※ 山根委員※ 川部委員	・令和6年度包括外部監査結果を受けての対応について ・鳥取県監査実施要綱の一部改正について ・令和5年度決算に係る定期監査の結果に関する当面の処理方針について ・令和6年度決算に係る公営企業会計の事務監査・本監査等の日程について
17	R7. 3 10	高務代表※ 牧田委員※ 山根委員※ 川部委員※	・住民監査請求について ・令和7年度監査等執行計画の変更について
18	R7. 3. 18	高務代表 牧田委員※ 山根委員※ 川部委員	・住民監査請求について ・令和7年度財政的援助団体等監査について

回	開催年月日	出席委員 (※印はオンライン出席)	協 議 事 項
19	R7. 3. 26	高務代表 牧田委員 山根委員 川部委員	・住民監査請求について

年度別監査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

監査種別 \ 実施年度	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27	摘 要	制度の 創設年度
定期監査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
財政的援助団体等監査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和25
随時監査（臨時監査）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		昭和23
行政監査	－	○	○	－	○	－	○	○	○	○	本県は平成13年度から開始（※）	平成3
共同設置機関の監査	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		昭和27
直接請求による監査	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		昭和23
議会の請求による監査	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		昭和23
知事の要求による監査	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		昭和23
住民の請求による監査	○	－	○	－	○	－	－	－	－	○		昭和23
職員の賠償責任に係る監査	－	－	－	○	－	○	○	○	○	－		昭和25
例月現金出納検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
指定金融機関等監査	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		昭和38
決算審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
基金運用状況審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
業務適正化評価報告書の審査	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	審査は令和2年度から開始	令和元
健全化判断比率等の審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		平成20
包括外部監査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本県は平成11年度から開始	平成9

注 1 「○」は実績があるものを、「－」は実績がないものを表す。

2 実績年度は、監査結果の公表を行った年度とする。

(※)本項においては、随時監査を除くあらかじめ対象事務を特定して実施した監査について記載したものである。

【参考】監査委員制度の沿革

- 昭和21年10月 第一次地方制度の改革時に創設
- 昭和21年11月 鳥取県条例第20号鳥取県監査委員条例施行(日本国憲法公布)
- 昭和22年 4月 地方自治法施行(昭22.4.17)により、現行制度の確立
- 昭和23年 6月 鳥取県監査委員条例(第40号)施行(昭和21年10月条例を廃止)
- 平成18年 6月 地方自治法一部改正公布(監査委員定数の自由化)
- 平成18年12月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の増(4名→6名)) (平成19年4月施行)
- 平成24年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(6名→5名)) (平成24年4月施行)
- 平成29年 6月 地方自治法一部改正公布(議選監査委員の選任の義務付けの緩和等)
- 平成31年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(5名→4名)) (平成31年4月施行)

年度別定期監査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

区 分			実 施 年 度 (対 象 年 度)									
			6 (5)	5 (4)	4 (3)	3 (2)	2 (元)	元 (30)	30 (29)	29 (28)	28 (27)	27 (26)
対象機関	本 庁	箇所数	110	107	105	104	102	99	96	106	104	101
	地方機関	箇所数	117	117	117	117	116	121	120	103	105	106
	計	箇所数	227	224	222	221	218	220	216	209	209	207
実施機関	本 庁	箇所数	44	31	28	32	44	56	63	83	77	80
		実地										
	地方機関	箇所数	38	48	19	17	33	50	68	59	65	57
		実地										
	計	箇所数	82	79	47	49	77	106	131	142	142	137
		実地										
	実地監査率 (%)		36.1	35.3	21.2	22.2	35.3	48.2	60.6	67.9	67.9	66.2
監 査 日 程	事務監査	本 庁	2.14 ～ 10.1	3.8 ～ 9.1	6.3 ～ 9.13	2.24 ～ 8.31	3.6 ～ 7.16	3.5 ～ 7.19	3.5 ～ 7.26	3.2 ～ 8.2	3.2 ～ 8.2	2.4 ～ 7.29
		地方機関	2.15 ～ 8.30	2.14 ～ 8.31	5.23 ～ 9.12	2.9 ～ 8.31	2.12 ～ 7.21	2.12 ～ 6.26	1.26 ～ 7.6	1.30 ～ 6.2	1.28 ～ 6.6	2.6 ～ 6.25
	本 監 査	本 庁	3.13 ～ 10.7	5.23 ～ 9.11	7.12 ～ 9.20	3.8 ～ 9.2	5.13 ～ 9.3	4.16 ～ 9.9	4.11 ～ 9.5	4.12 ～ 9.5	4.13 ～ 9.6	3.4 ～ 9.3
		地方機関	4.15 ～ 9.10	3.16 ～ 9.7	6.10 ～ 9.14	3.8 ～ 9.2	5.13 ～ 8.26	3.18 ～ 9.6	2.19 ～ 8.31	3.16 ～ 8.2	3.11 ～ 7.28	3.12 ～ 8.5
	勸 告		0	0	1	0	0	—	—	—	—	—
	指 摘		51	74	56	38	42	34	72	41	16	25
	注 意		334	276	281	359	316	408	529	755	653	392
	計		385	350	338	397	358	442	601	796	669	417
監 査 意 見		件	4	4	6	6	8	8	9	10	11	7
知 事 手 渡 日			6.11.28	5.11.28	4.11.25	3.11.29	2.11.26	1.11.25	30.11.14	29.11.14	28.11.22	27.11.16
記 者 発 表 日			6.11.28	5.11.28	4.11.25	3.11.29	2.11.26	1.11.25	30.11.14	29.11.14	28.11.22	27.11.16
措 置 状 況 報 告 日					5.7.11	5.2.20	3.9.15	2.11.9	1.7.22 2.11.9	1.7.22	30.4.16	29.2.15 27.11.27 (議会分)

注 1 総合事務所の各局についてそれぞれ1箇所としている。

2 平成27年度実施の処置件数の注意及び計は、知事提出後の取消1件を減じた件数である。

年度別定期監査実績（意見）

（平成27年度～令和6年度）

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

実施年度 (対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所 管 課
6 (5)	1 業務の大胆な見直しと各所属の人事上の課題に寄り添った対応について	政策戦略本部、総務部	財政課、人事企画課、行財政改革推進課
	2 不適正な事務への組織的な対応とデジタル化について	政策戦略本部、総務部、会計管理部	デジタル改革課、行政監察・法人指導課、行財政改革推進課、会計指導課
	3 公共施設の改修・更新・機能強化について	総務部、教育委員会	営繕課、教育環境課
	4 様々な課題を抱える子どもたちの自律に向けた成人までの支援体制の構築について	福祉保健部、子ども家庭部、教育委員会	障がい福祉課、子ども発達支援課、特別支援教育課、高等学校課、いじめ・不登校総合対策センター
5 (4)	1 業務効率化投資の効果測定の実施について	政策戦略本部	デジタル改革課
	2 職員の不足感、配置について	総務部、教育委員会ほか	人事企画課、教育人材開発課、技術・専門職の人事所管課（総務課、市町村課、福祉保健課、子育て王国課、環境立県推進課、商工政策課、農林水産政策課、県土総務課）
	3 メンタルヘルス対策について	福祉保健部	孤独・孤立対策課、健康政策課
	4 新型コロナウイルス感染症対策の知見の記録活用とマニュアル等の見直しについて	福祉保健部、教育委員会	総合調整課、体育保健課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課
4 (3)	1 あんしんトリピーメール・あんしんトリピーなびの利用促進について	危機管理局	危機対策・情報課
	2 獣医師資格を要する職員、土木技師等技術職員の確保について	総務部、生活環境部、農林水産部、県土整備部	人事企画課、環境立県推進課、くらしの安心推進課、農林水産政策課、畜産課、県土総務課、技術企画課
	3 空き家対策について	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	4 発掘された埋蔵文化財の整理、保存及び利活用について	地域づくり推進部	とっとり弥生の王国推進課、埋蔵文化財センター
	5 テレワーク導入の推進について	商工労働部	とっとり働き方改革支援センター
	6 河川・道路ボランティアについて	県土整備部	技術企画課

実施年度 (対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所 管 課
3 (2)	1 とりアート開催事業と鳥取県美術展覧会のあり方について	地域づくり推進部	文化政策課
	2 鳥取看護専門学校の運営について	福祉保健部	医療政策課、鳥取看護専門学校
	3 地域脱炭素の取組について	生活環境部	脱炭素社会推進課
	4 中小企業の事業承継支援について	商工労働部	企業支援課
	5 G I G Aスクール構想等の推進について	教育委員会	教育環境課、教育センター、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課
	6 美術ラーニングセンター（仮称）機能発揮のための検討について	教育委員会	美術館整備課
2 (元)	1 認知症の予防と早期治療の取組充実について	福祉保健部	長寿社会課
	2 電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の参加医療機関等の拡大について	福祉保健部	医療政策課
	3 山陰海岸ジオパークにおける中核拠点施設としての機能について	生活環境部	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
	4 6次産業化支援取組事業の振り返りと今後の事業展開への活用について	農林水産部	食のみやこ推進課
	5 公有財産「鳥取砂丘オアシス広場（行政財産）」の利活用の促進について	県土整備部、生活環境部	道路企画課、緑豊かな自然課
	6 会計研修や指導のあり方について	会計管理局、総務部	会計指導課、政策法務課、職員人材開発セン
	7 契約事務手続について	会計管理局	会計指導課
	8 犯罪被害者等支援の充実について	警察本部、生活環境部	広報県民課、くらしの安心推進課
元 (30)	1 ウェブページの更新の徹底について	令和新時代創造本部	広報課
	2 看護職員の育成・確保について	福祉保健部	医療政策課
	3 鳥取県立ハローワークの理解・促進について	商工労働部	鳥取県立鳥取ハローワーク
	4 建設業の担い手育成・確保について	県土整備部	県土総務課
	5 ふるさと教育について	教育委員会、生活環境部、農林水産部	小中学校課、高等学校課、衛生環境研究所、試験場統括本部、農業大学
	6 登下校時における安全の確保について	教育委員会	体育保健課
	7 部活動指導員の活用について	教育委員会	体育保健課
	8 県外生徒の受入れの推進について	教育委員会	高等学校課
30 (29)	1 大雨による危機の予測と対応の周知について	危機管理局	危機管理政策課
	2 補助金交付要綱について	総務部	財政課
	3 職員研修の充実強化について	総務部、会計管理局	職員人材開発センター、会計指導課
	4 がん罹患対策の推進について	福祉保健部	健康政策課
	5 電子カルテ相互システム（おしどりネット）の参加医療機関の拡大について	福祉保健部	医療政策課
	6 経営革新総合支援事業の実施状況の公開について	商工労働部	企業支援課
	7 大山山麓農地開発事業、東伯かんがい排水事業による受益者（水利用者）の拡大について	農林水産部	農地・水保全課
	8 土木使用料収入等の調定遅延について	県土整備部、中部総合事務所、西部総合事務所	県土総務課、鳥取県土整備事務所、県土整備局
	9 少人数学級及びエキスパート教員について	教育委員会	教育人材開発課、小中学校課

実施年度 (対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所 管 課
29 (28)	1 内部統制に向けた検討について	総務部、会計管理者	人事企画課、業務効率推進課、財源確保推進課、会計局、庶務集中局
	2 補助事業等の適切な執行について	総務部	財政課
	3 補助事業等の要綱等の確認について	総務部、商工労働部	財政課、労働政策課
	4 県税に関する滞納整理の取扱いについて	総務部	税務課、県税事務所
	5 看護職員等配置機関の職員体制の確保について	総務部、福祉保健部	人事企画課、業務効率推進課、子ども発達支援課、医療政策課
	6 獣医師の確保について	生活環境部、農林水産部	環境立県推進課、畜産課
	7 山陰海岸ジオパークの観光客誘致に係る連携について	生活環境部	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
	8 中小商工業者へのBCP普及のための取組みについて	商工労働部	商工政策課
	9 新規就農者の定着について	農林水産部	経営支援課
	10 県外や県内遠隔地から入学する生徒に対する環境整備について	教育委員会	高等学校課
28 (27)	1 消防学校の機能を活用した防災リーダー等の養成について	危機管理局	消防防災課、消防学校
	2 公文書館及び図書館の連携について	総務部、教育委員会	公文書館、図書館
	3 ジュニアの競技力向上について	地域振興部	スポーツ課
	4 発達障がい児等に対する診療体制について	福祉保健部	子ども発達支援課
	5 県立の学校及び児童福祉施設のトイレの洋式化について	福祉保健部、教育委員会	青少年・家庭課、子ども発達支援課、教育環境課
	6 砂丘事務所の職員体制について	生活環境部	砂丘事務所
	7 試験研究機関の試験研究内容の積極的な公開について	生活環境部、農林水産部	衛生環境研究所、試験場統括本部（とっとり農業戦略課、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場、栽培漁業センター）
	8 正規雇用創出奨励金に係る返還未収金の発生防止について	商工労働部	立地戦略課
	9 会計事務の審査・指導体制の強化について	会計管理者	会計局
	10 知事部局への教職員派遣とその成果の活用等について	教育委員会	教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課
	11 出土品の収納保管スペースについて	教育委員会	埋蔵文化財センター
27 (26)	1 県内出身大学生のUターン促進について	元気づくり総本部、商工労働部	とっとり暮らし支援課、就業支援課
	2 国際交流について	観光交流局	交流推進課
	3 がん対策の推進について	福祉保健部	健康政策課
	4 バイシクルタウン構想について	生活環境部	環境立県推進課
	5 物品の適正な管理について	会計管理者	庶務集中局
	6 教職員の多忙感解消の取組みについて	教育委員会	教育総務課
	7 交通死亡事故対策について	警察本部	警察本部

年度別財政的援助団体等監査実績
(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

区 分			実 施 年 度 (対 象 年 度)									
			6 (5)	5 (4)	4 (3)	3 (2)	2 (元)	元 (30)	30 (29)	29 (28)	28 (27)	27 (26)
対象団体	出 資 団 体	箇所数	31	31	31	31	32	33	33	33	34	36
	指 定 管 理 者	箇所数	14	13	13	13	12	12	12	12	10	8
	補助金等交付団体	箇所数	244	338	258	232	202	213	230	258	202	382
	計	箇所数	289	382	302	276	246	258	275	303	246	426
実施団体	出 資 団 体	箇所数	10	7	7	6	10	12	16	8	14	14
	指 定 管 理 者	箇所数	9	5	0	0	4	4	4	4	3	4
	補助金等交付団体	箇所数	11	14	0	3	16	14	20	27	24	32
	計	箇所数	30	26	7	9	30	30	40	39	41	50
監査日程	事 務 監 査		R6. 6. 12	R5. 6. 12	R4. 6. 10	R3. 6. 11	R2. 6. 12	R1. 8. 2	H30. 6. 20	H29. 3. 7	H28. 3. 7	H27. 2. 4
			～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	本 監 査		R6. 10. 11	R5. 10. 23	R4. 10. 17	R3. 10. 22	R2. 10. 13	R1. 10. 17	H30. 10. 17	H29. 11. 14	H28. 12. 5	H27. 10. 29
			～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
処置件数	指 摘	件	9	4	10	1	10	4	10	6	5	3
	注 意	件	72	19	2	23	71	92	84	63	70	62
	計	件	81	23	12	24	81	96	94	69	75	65
監 査 意 見		件	4	4	2	2	9	4	5	4	3	2
知 事 手 渡 日 (提 出 日)			R7. 1. 28	R6. 1. 25	R5. 1. 25	R3. 12. 22	R3. 1. 22	R2. 1. 16	H31. 1. 22	H30. 2. 5	H29. 2. 6	H28. 2. 3
記 者 発 表 日			R7. 1. 28	R6. 1. 25	R5. 1. 25	R3. 12. 22	R3. 1. 22	R2. 1. 16	H31. 1. 22	H30. 2. 5	H29. 2. 6	H28. 2. 3
措 置 状 況 報 告 日					R5. 7. 11	R5. 2. 20	R. 3. 9. 15	R2. 11. 9	R2. 4. 17 R2. 11. 9	H30. 12. 28	H30. 4. 12	H28. 4. 22

注1 令和3年度、4年度は、当初計画していた団体数を新型コロナウイルス感染症の影響により変更して実施した。(令和3年度：29団体から9団体、令和4年度：18団体から7団体)

2 令和2年度から6年度までの実施分は、手渡しせず、書面送付のみ。

年度別財政的援助団体等監査実績（意見）

（平成27年度～令和6年度）

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

実施年度 (対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所 管 課
6 (5)	1 指定管理業務に対するモニタリングの強化について		
	(1) 内部統制に対するモニタリングの強化について	総務部	行財政改革推進課
	(2) 運営に対するモニタリングの強化について	地域社会振興部、生活環境部、農林水産部	スポーツ課、まちづくり課、生産振興課
	2 民間の創意工夫が発揮できる環境整備について	農林水産部	林政企画課
	3 利用者目線の施設整備について	総務部、地域社会振興部	営繕課、スポーツ課
5 (4)	4 県としての出資団体への関わり方について	輝く鳥取創造本部	人口減少社会対策課、交流推進課
	1 大山青年の家の利用に際しての事前面談見直し及び食事の提供体制の確保について	地域社会振興部、教育委員会	とっとり弥生の王国推進課 社会教育課
	2 職員（獣医師）の確保について （公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会）	生活環境部	くらしの安心推進課
	3 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について	福祉保健部	福祉保健課
	4 委託契約等の契約期間について	総務部、地域社会振興部、生活環境部	行財政改革推進課 文化政策課 スポーツ課 自然共生課
4 (3)	1 施設利用料の減免制度について （公益財団法人鳥取県スポーツ協会）	地域づくり推進部、生活環境部	スポーツ課 緑豊かな自然課
	2 取組事例の県民への情報公開について （公益財団法人鳥取県産業振興機構）	商工労働部	産業未来創造課
3 (2)	1 財務会計規程の遵守体制について	生活環境部、商工労働部、農林水産部	住まいまちづくり課 産業未来創造課 経営支援課 林政企画課
	2 公益財団法人鳥取県造林公社における経営改革プランの進捗管理と見直しについて	農林水産部	林政企画課
2 (元)	1 コンベンション誘致のための情報収集について	交流人口拡大本部	観光戦略課
	2 一般社団法人山陰インバウンド機構の事業成果の広報について	交流人口拡大本部	観光戦略課
	3 わらべ館の利用促進に向けた対応について	地域づくり推進部	文化政策課
	4 鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室の利用促進について	地域づくり推進部、生活環境部	スポーツ課 緑豊かな自然課
	5 放牧預託の需要増に対する対応について	農林水産部	畜産課
	6 林業労働者の確保及び担い手育成について	農林水産部	林政企画課
	7 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の林業労働者の確保に向けた取組状況等の成果の周知について	農林水産部	林政企画課
	8 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金が実施している事業やイベントの成果の把握及び県民への成果・効果の周知について	農林水産部	水産課
	9 大山青年の家及び船上山少年自然の家の利用促進に向けた対応について	教育委員会	社会教育課
元 (30)	1 一般財団法人鳥取県観光事業団の指定管理施設の広報及び施設の運営について	総務部、交流人口拡大本部、子育て・人財局、生活環境部、農林水産部	財政課 観光戦略課 子育て王国課 緑豊かな自然課 生産振興課
	2 鳥取砂丘こどもの国の利用者の安全確保について	子育て・人財局	子育て王国課
	3 移住定住促進事業の取組の拡充について	交流人口拡大本部、商工労働部	ふるさと人口政策課 雇用政策課 鳥取ハローワーク
	4 大山開山1300年祭を継承したインバウンド施策の強化について	西部総合事務所	地域振興局 生活環境局

実施年度 (対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所 管 課
30 (29)	1 (1)指定管理に係る事業報告書について	総務部、地域振興部、生活環境部	資産活用推進課 文化政策課 スポーツ課 緑豊かな自然課
	(2)指名による委託料余剰金について	総務部、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部	財政課 資産活用推進課 文化政策課 スポーツ課 福祉保健課 緑豊かな自然課 産業振興課
	2 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について	福祉保健部	福祉保健課
	3 福祉人材研修センターの修繕費用の負担について	福祉保健部、総務部	福祉保健課 財政課 営繕課 資産活用推進課
	4 鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の負担軽減について	教育委員会	高等学校課 教育人材開発課
29 (28)	1 指定管理に係る委託業務の適正な履行の確保について	地域振興部	スポーツ課
	2 補助事業の完了検査の適正な実施について	商工労働部、総務部	販路拡大・輸出促進課
	3 出資団体の適切な資金運用の確保について	農林水産部	畜産課
	4 指定管理に係る委託業務の検証の実施について	教育委員会	社会教育課
28 (27)	1 (1)補助金等交付要綱の適切な作成について	総務部、地域振興部、商工労働部、農林水産部	財政課 人権・同和対策課 交通政策課 スポーツ課 立地戦略課 通商物流課
	(2)補助金等事務の適切な執行について	総務部、地域振興部、観光交流局、生活環境部	財政課 スポーツ課 まんが王国官房 環境立県推進課
	2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の管理について	総務部、生活環境部	業務効率推進課 緑豊かな自然課
27 (26)	1 補助金に係る財務事務の透明性等の確保について	観光交流局	まんが王国官房
	2 一般財団法人鳥取県観光事業団が管理する各施設の整備方針について	観光交流局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部	観光戦略課 子育て応援課 緑豊かな自然課 生産振興課

年度別行政監査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

実施年度	監査の実施概要	
6	実施せず	
5	対象事務	民間企業等との連携協定
	対象年度	令和3年度から5年度まで
	実施状況	1 実施期間：令和3年4月～令和6年3月（予備調査を含む） ・事務監査：令和5年8月 ・本監査：令和6年1月23日・24日 2 実施機関数：14機関（29連携協定） 3 資料提供：令和6年3月26日
	着眼点	1 連携協定の実績・成果等の状況 連携協定の締結を必要とする理由の有無 連携協定締結の趣旨、背景、目的、相手方の選定理由 連携協定の実績、締結目的の達成状況 連携協定の具体的達成状況に対する評価 連携協定の実績等についての県民への情報発信 2 連携協定の実効性の確保の取組 連携協定の窓口となる双方の組織・担当者の有無と活動状況 連携協定のアクションプラン等活動計画の状況 連携協定の内容を達成するために必要とする双方のコスト（人的・財政的）の状況 連携協定の相手方等のニーズの把握 連携協定の目的達成のための実行の働きかけの状況 連携協定の係る関係機関との情報共有 3 連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況 連携協定に係る課題の把握の状況 連携協定に対する相手方の評価状況・課題認識の把握状況 把握した連携協定に係る課題に対する対応の状況 連携協定の内容の見直し状況・に対する今後の方針の検討状況
4	対象事務	国土交通省所管の令和3年度道路事業補助金 2,486 百万円余に係る法定受託事務及び国費請求・受け入れ事務の状況（決算審査、定期監査で覚知された状況を確認するための随時監査）
	対象年度	令和3年度
	実施状況	1 実施期間：令和4年9月～10月 ・事務監査：令和4年9月29日・30日 ・本監査：令和4年10月19日 2 実施機関数：3機関 3 知事報告、記者発表：令和4年11月25日
	着眼点	1 上司及び担当者は、関係規程や事務手続等を理解していたか。 2 事務手続きの進捗管理は適切に行われていたか。また、国の出納閉鎖に向けて、収入状況の確認は適切に実施されたか。 3 担当者間あるいは組織間で、事務手続きについて適期、適切に情報交換、連絡、連携等が行われていたか。 4 繁忙時や担当職員の不在等において、事務手続きが適正に行える体制となっていたか。 5 時間的制約等で現状の事務手続きが困難なものとなっていないか。 6 不備の発生要因を分析し、今後の対策が措置されているか。 7 収入未済となった国庫補助金の確保に向けて適切に対応しているか。

実施 年度	監 査 の 実 施 概 要	
4	対象事務	民間企業等との連携協定
	実施状況	1 実 施 期 間：令和4年4月～（予備調査を含まない） ・対象機関から監査資料提出済。新型コロナウイルス感染症の拡大等によりスケジュールを変更し、事務監査・本監査とも令和5年度に実施する。
3	（2交代制、非接触型勤務の徹底、各機関のコロナ対応等を考慮し中止した。）	
2	対象事務	県に事務局を置く任意団体の事務の状況
	対象年度	令和元年度から2年度まで
	実施状況	1 実 施 期 間：令和2年9月～令和3年1月 ・事務監査：令和2年10月～11月 ・本 監 査：令和2年11月 2 実 施 機 関 数：23 機関（28 任意団体） 3 知事報告、記者発表：令和3年1月22日 4 措置状況の報告：令和3年9月15日
	項 目	1 任意団体の業務に対する県職員の関与・指導の状況 県職員が業務に関与する根拠・手続 県業務と任意団体業務との区分及び県業務への影響 行政財産使用許可、任意団体に対する県有物品の貸付け 補助金等県費支出の事務処理 外2項目 2 任意団体の運営状況 任意団体の設立目的と活動内容 諸規程の整備・運用、総会・役員会等の運営 事務事業の執行体制、経理・会計手続 県事業と任意団体事業の区別の状況 監事等による監査、自主的チェック等
元	実施せず	
30	対象事務	高額備品の使用及び管理状況等
	対象年度	平成29年度（平成22年度から平成28年度までに取得したもの）
	実施状況	1 監 査 実 施 期 間：平成30年4月～12月 ・事務監査：平成30年4月～11月 ・本 監 査：平成30年4月～11月 2 監 査 実 施 機 関 数：38 機関 3 知事報告、記者発表：平成31年1月22日 4 措置状況の報告：令和元年7月22日
	項 目	1 調達手続について 調達方法は適切か 外3項目 2 利用状況について 取得目的に沿って使用しているか 外3項目 3 管理状況について 点検等必要なメンテナンスを行っているか 外4項目 4 その他の所見 貸付期間外の保管場所の権原について 外2項目
29	対象事務	県の施策に関する広報物の作成状況等
	対象年度	平成28年度（有償刊行物については、平成26年度から平成28年度）
	実施状況	1 監 査 実 施 期 間：平成29年9月～平成30年1月 ・事務監査：平成29年9月～10月 ・本 監 査：平成29年11月 2 監 査 実 施 機 関 数：24 機関 3 知事報告、記者発表：平成30年2月5日 4 措置状況の報告：令和元年7月22日

実施 年度	監 査 の 実 施 概 要	
29	項 目	1 広報物の目的・必要性について 編集会議等で目的や必要性が十分に検討されているか 外1項目 2 広報媒体の選択・併用について 適切な広報媒体として規格形態が選択されているか 外2項目 3 広報物の作成状況について 発行時期、発行部数は適切か 外3項目 4 広報物の活用状況について 配布先、配布方法は適切か 外2項目
28	対象事務	子育てに係る相談への対応状況及び施策への反映状況
	対象年度	平成28年度
	実施状況	1 監 査 実 施 期 間：平成28年9月～平成29年1月 ・事務監査：平成28年9月 ・本 監 査：平成28年11月 2 監 査 実 施 機 関 数：14機関 3 知事報告、記者発表：平成29年2月6日 4 措置状況の報告：平成30年12月28日
	項 目	1 子育てに係る相談業務の取組状況等について ① 相談業務の体制等について 相談機関の配置状況は適切か 外4項目 ② 相談窓口の広報及び他機関との連携等について 相談窓口の広報は適切か 外4項目 ③ 相談内容の集約、分析及び施策への反映状況等について 相談内容の分析等により施策への反映は行われているか 外2項目 ④ 相談業務の状況把握や改善について 相談機関における業務上の課題、要望等の把握と改善を行っているか 2 子育て支援の取組の中での相談業務について ① 子育てに係る相談業務の推進について 相談業務の取組状況を把握しているか 外1項目
27	対象事務	ソーシャルメディアの活用とリスク管理
	対象年度	平成27年度
	実施状況	1 監 査 実 施 期 間：平成27年10月～平成28年1月 ・事務監査：平成27年10月 ・本 監 査：平成27年11月 2 監 査 実 施 機 関 数：20機関 3 知事報告、記者発表：平成28年2月3日 4 措置状況の報告：平成29年2月13日
	項 目	1 活用機関について ① 活用状況について どのように活用しているか 外3項目 ② リスク管理について 緊急時の体制等を確立しているか 外5項目 2 広報課について ① 活用機関に対する管理の状況について 各機関の活用状況を把握しているか 外2項目 ② 活用機関に対する指導等の状況について モニタリングを行っているか 外3項目

年度別住民監査請求監査実績 (平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

実施年度	件名	経緯	結果の概要	結果に対する知事等の対応
6	開示請求に係る公文書送付に要した配達証明に係る郵便料金について	R6.9.12 受付 (請求人：1名) R6.10.15 受理 R6.11.11 棄却	請求人は、県民課職員が請求人に対する通知文書を特定記録郵便など、より安価な方法によらず、配達証明郵便により郵送したことによる差額の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たる旨主張している。 ＜監査の結果＞ 配達証明郵便の使用に妥当性を欠く点は見当たらず、事務手続きも適正であったことから、裁量権の逸脱・濫用というべきものではなく、違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められない。 また、行政事務の文書が多種多様であることを鑑み、「それぞれの所属において、文書の内容の重要性及び相手方の状況を踏まえて判断し、配達の確実性や履歴の保存の必要性に応じて、適切な特殊郵便を使用する」という方針は合理的かつ現実的であり、その運用に当たっては、正当な決裁手続きを経たものについては各所属に相当程度の裁量が許容され得るものと考えことから、棄却する。	—
	職員の過失による公文書再送付に要した郵便料金について	R6.9.30 受付 (請求人：1名) R6.10.15 受理 R6.11.11 棄却	請求人は、政策法務課職員が、本来封入すべき公文書開示決定通知書の「別紙」（開示対象公文書の件名が記載されたもの）及び「別添」（閲覧に係る手続の説明などが記載されたもの）の送付漏れにより、再度、請求人宛てに送付したことによる支出が、不当な公金の支出に当たる旨主張している。 ＜監査の結果＞ 当初施行文書の不備に対し、正当な文書を送付することにより速やかな原状回復を図ったことに問題はなく、違法又は不当な公金の支出には当たらないと考えることから、棄却する。	—
5	なし			
4	産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出等について	R4.3.25 受付 (請求人：10名) R4.4.6 受理 R4.5.20 一部棄却、一部却下	1 鳥取県環境管理事業センターは、産廃施設に係る周辺整備計画策定準備事業において6自治会を対象として調査を実施しているが、このうち3自治会の区域は鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例が定める「周辺区域」外であり、補助金を交付することは不当な公金の支出に該当する。 ＜監査の結果＞ 6自治会は、手続条例、同施行規則等に基づいて「関係住民」と位置づけられ、適正な手続を経て「周知の対象とする地域」に定められていること、また、これらの区域は今後、特段の事情がない限り、鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例で定める周辺整備計画の「対象地域」となることが確認された。よって、県が補助金を交付することに違法又は不当性は認められないことから、棄却する。 2 センターが産廃施設設置を計画している米子市有地は、米子市と環境プラント工業株式会社との間で締結された開発協定に基づき、一般廃棄物処理場以外の目的への使用が禁じられているものであり、現協定のもとでは産廃施設の設置はできない。 ＜監査の結果＞ 開発協定を締結したのは米子市と環境プラント工業株式会社であり、県の職員が行った行為ではない。よって、開発協定の内	—

実施 年度	件名	経緯	結果の概要	結果に対する 知事等の対応
			容や変更の可否に関する解釈等の権限は、専ら協定の当事者が有しており、県の監査の権限は及ばないと判断したので、却下する。	
	国葬儀に係る公金支出について	受付：R4. 9. 20 ほか 受理：R4. 9. 21 ほか （請求人：9名） R4. 11. 14 棄却	＜監査の結果＞ 1 違憲性・違法性について 国葬は国の行為であり、住民監査請求の対象外である。 2 地方公共団体が公費を支出する違法性について 地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」には、個別具体的な法令の根拠はないが、普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる行為が含まれることを前提としていることは、判決からも明らかである。また、「国葬」の内容については、これに出席する行為が社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものと考えすることはできず、知事及び議長のいずれもその他の意義や目的を認識して出席したものとは認められない。以上から、知事及び議長の国葬への出席は「地域における事務」と認められ、違法な行為とは言えない。 3 地方公共団体が公費を支出する不当性について 法第242条第1項に言う「不当」な支出か否かは、対象とする事務の行政目的を逸脱していないか、ないしはその実現に必要なかつ十分かどうかとの観点から判断すべきであり、その他の事由で判断すべきではない。請求人の主張は、元首相の実績が肯定的に評価できず国を挙げて追悼すべきではないことから国葬に参加する費用の支出は不当であるとするもので、住民監査請求制度の対象外である。	—
3	なし			
2	淀江産業廃棄物最終処分場に係る埋蔵文化財本調査について	R2. 6. 4 受付 （請求人：1名） R2. 6. 8 受理 R2. 7. 31 棄却	＜本件請求に対する結論＞ 措置請求事項の「すくなくとも、この淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の実施が確定するまでは、予算執行すべきでない。」については棄却。 措置請求事項の「センターに対しても、埋蔵文化財発掘調査を実施しないよう要請すべきである。」についても棄却。 ＜監査委員の判断＞ ア 文化財保護法の観点からの違法又は不当性の検討結果 文化財保護法における県の位置付けから、請求人の主張する趣旨を含め、不当性は認められない。 イ 地方自治法第2条第14項の観点からの不当性の検討結果 新たな地下水調査により関係事業の遂行が不可能となる可能性についてはあくまでもひとつの見解であり、具体的な科学的知見などの論拠もないことから、容認できない。地下水調査の結果が出るのを待ってから埋蔵文化財本調査を実施することは、県執行部において選択可能な政策又は方針のひとつに留まるものであって、これを選択しないからといって不当であるとまではいえない。 また、仮に何らかの事情により関係事業が遂行できなくなったとしても、埋蔵文化財の発掘調査の結果自体によりこれまで不明であった情報が国民の知見として得られることとなり、無駄とまではいえない。	—
元	なし			
30	なし			
29	なし			
28	なし			

実施 年度	件名	経緯	結果の概要	結果に対する 知事等の対応
27	産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について	H27.4.17 受付 (請求人：9名) H27.4.22 受理 H27.6.1 一部 棄却、一部却 下、意見	(1) ア 推進補助金の返還を求めることについては、理由がないものと認め、棄却。 イ 運営費補助金について返還を求めることについては、証する書面の提出がなく、住民監査請求の要件を欠くため、却下。 ウ 不完全な生活環境影響調査書(案)で住民説明等行ったことによる損害賠償請求については、住民監査請求の要件を欠く(県職員による財務会計上の行為ではなく、また、県に損害が生じていない)ため、却下。 (2)センター等に対し、引き続き住民の理解を得るための取組を進めるよう働きかけることについて意見。	—

年度別職員の賠償責任請求監査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

実施 年度	監査対象	監査経緯	監査結果の概要	備考 (知事等の対応)
6 ・ 5 ・ 4	なし	—	—	
3	公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額	R3. 2. 26 監査請求受理 R3. 5. 17 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
2	なし	—	—	
元	公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額	R 元. 11. 8 監査請求受理 R 2. 2. 18 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
30	(H30. 1. 30 受理案件)	(事案2) H30. 4. 10 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
		(事案1) H30. 5. 25 監査結果通知	職員の賠償責任の有無については、協議を重ねたが監査委員の意見が一致せず、地方自治法第243条の2第9項の規定に基づく監査委員の合議が調わなかった。	損害賠償請求せず。
29	公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額(事案1、2)	H30. 1. 30 監査請求受理 (事案1、2)	—	事案1、2は、知事からの請求書による。
28	現金亡失に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額	H28. 7. 12 監査請求受理 H28. 9. 30 監査結果通知 H28. 10. 11 一部訂正通知	資金前渡を受けた現金について、100円の亡失が発生した事実が確認された。これは、資金前渡受領者として、前渡資金の管理上過失があったためと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	関係者から損害額が補填され、賠償請求せず。
27	なし	—	—	

年度別例月現金出納検査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

実施 年度	検査実施概要		検査結果の概要	備考
	監査委員実施	事務局実施		
6	毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施 (一般会計、特別会計) ① 3月、6月、9月、12月分については実地検査 ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査 (公営企業会計) ① 3月、6月、9月、12月分については実地検査 ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査	毎月実地検査を実施 (一般会計、特別会計) 毎月末に前月分について検査 (公営企業会計) 毎月末に前月分について検査	適正に処理されていた。	
5	同上	同上	同上	
4	毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施 (一般会計、特別会計) ① 3月、6月、9月、12月分については実地検査(6月及び9月はリモートで実施。) ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査 (公営企業会計) ① 3月、9月、12月分については実地検査(9月はリモートで実施。) ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査	毎月実地検査を実施 (一般会計、特別会計) 毎月末に前月分について検査 (公営企業会計) 毎月末に前月分について検査(6月、7月、11月は書面検査)	適正に処理されていた。(天神川流域下水道事業会計において、試算表の入力ミスに係る注意文を9月報告に記載)	
3	毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施 ① 3月、6月、9月、12月分については実地検査(6月及び12月はリモートで実施) ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査	毎月実地検査を実施 (毎月末に前月分について検査) (4月、7月、12月は書面検査)	適正に処理されていた。(病院事業会計において、試算表の当月取引高に関する違算について十分な精査を求める通知を令和4年2月17日(金)に行った。)	
2	毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施 ① 3月、6月、9月、12月分については実地検査 ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査	毎月実地検査を実施 (毎月末に前月分について検査)	適正に処理されていた。	

実施 年度	検 査 実 施 概 要		検査結果の概要	備考
	監査委員実施	事 務 局 実 施		
元	毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施 ① 3月、6月、9月、12月分については実地検査 ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査	毎月実地検査を実施 (毎月末に前月分について検査)	適正に処理されていた。	
30	同 上	同 上	同 上	
29	同 上	同 上	適正に処理されていた。(一般会計において、職員の給与控除額の二重計上等に係る注意文を4月報告に、収入事務の遅延に係る注意文を5月報告に記載)	
28	毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施 ① 3月、6月、9月、12月分については実地検査 ② 上記①以外の月については代表監査委員が書面で検査	毎月実地検査を実施 (毎月末に前月分について検査)	適正に処理されていた。	
27	同 上	同 上	同 上	

年度別決算審査等実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯	審 査 結 果 の 概 要
6	5	R6. 8. 9 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R6. 9. 27 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R6. 10. 9 県議会決算審査特別委員会開催	(一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であり、予算の執行等について一部留意改善すべき事項はあるものの、概ね適正に処理されているものと認めた。 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認めた。 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。
5	4	R5. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R5. 9. 15 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R5. 10. 12 県議会決算審査特別委員会開催	(一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であると認めた。 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認めた。 なお、鳥取県美術品取得基金については、これまで年度末までに当該年度の購入美術品を一般会計に帰属させ、翌年度当初には現金で全額を保有していたが、令和4年度末では美術品44点457,838,200円、現金42,161,800円で保有している。 (公営企業会計) 同 上
4	3	R4. 8. 5 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R4. 9. 27 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R4. 10. 13 県議会決算審査特別委員会開催	(一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であると認めた。 なお、予算の執行等については、事務処理の不備により土木費国庫補助金に多額の収入未済が発生するなど、留意改善すべき事項が散見された。 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認めた。 (公営企業会計) 同 上
3	2	R3. 8. 4 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R3. 9. 28 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R3. 10. 8 県議会決算審査特別委員会開催	(一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であり、予算の執行等について一部留意改善すべき事項はあるものの、概ね適正に処理されているものと認めた。 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯	審 査 結 果 の 概 要
2	元	R 2. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R 2. 9. 25 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R 2. 10. 7 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附 属書類の計数は正確であり、予算の執行等について一 部留意改善すべき事項はあるものの、概ね適正に処理 されているものと認めた。 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目 的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事 務は適正に処理されているものと認めた。 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳 簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確 であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政 状態を適正に表示しているものと認めた。
元	3 0	R 元. 8. 8 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R 元. 9. 27 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R 元. 10. 8 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上
3 0	2 9	H30. 8. 6 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H30. 9. 28 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H30. 10. 12 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上
2 9	2 8	H29. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H29. 9. 28 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H29. 10. 10 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上
2 8	2 7	H28. 8. 9 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H28. 9. 29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H28. 10. 11 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上
2 7	2 6	H27. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H27. 9. 29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H27. 10. 8 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上

年度別決算審査等実績（意見）

（平成27年度～令和6年度）

実施 年度	対象 年度	監 査 意 見	
		一 般 会 計 ・ 特 別 会 計	公 営 企 業 会 計
6	5	（一般会計） ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について （特別会計） ①収入未済額の縮減について ②剰余金の処理について	（企業会計） ①県営企業会計について ア 経営プランの見直し及び企業局の組織の適正規模について イ 事業の民間移管や不採算事業の見直しについて ウ 企業局の取り組むべき方向性について ②電気事業について ア 災害等のリスク要因を織り込んだ経営プランの見直しについて イ 損益計算書等へのセグメント別の内訳の記載について ③工業用水道事業について ア 日野川工業用水道事業における適正な料金への改定について イ 鳥取地区工業用水道事業における今後の在り方について ④埋立事業について（竹内工業団地の未分譲地の早期売却又は貸付について） （病院事業会計） ①県営病院事業について ア 県営病院の各医療圏の中核的役割について イ 医療従事者の職場環境づくり及び医師の育成について ウ 薬剤師の確保について エ 看護師の職場づくりについて オ 未収金（患者自己負担分）の回収について カ 救急救命センターの信頼関係の構築及び病院内の各種ハラスメントについて ②中央病院について ア 医業収益の増収及び医業費用の削減並びに高額な医療機器の導入について イ 働き方改革について ③厚生病院について ア 経営の健全化について イ 働き方改革について ウ 施設修繕について （天神川流域下水道事業会計） ①経営戦略の見直しについて ②今後の汚水処理の在り方について ③不明水（雨天時侵入水対策）について ④指定管理委託について（脱炭素社会への貢献及び経営改善）

実施 年度	対象 年度	監 査 意 見	
		一 般 会 計 ・ 特 別 会 計	公 営 企 業 会 計
5	4	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ① 財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について ア 小水力発電所の発電量向上について イ 公共施設等運営権の設定による運営について ②工業用水道事業について ア 日野川工業用水道事業における配水管の老朽化対策について イ 鳥取地区工業用水道事業における経営改善に向けた対応方針等について ウ セグメント毎の経営状況分析及び給水単価の引き上げ等について ③埋立事業について(竹内工業団地に係る未分譲地の売却及び事業運営の在り方検討) (病院事業会計) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保等について ③厚生病院の大規模水害とBCPについて ④未収金(患者自己負担分)の回収について ⑤改革プランの策定と病院の役割・機能について (天神川流域下水道事業会計) ①指定管理委託について(適正な業務運営) ②経営戦略の運用について(着実な事業運営)
4	3	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について(小水力発電所の発電量向上について) ②工業用水道事業について(鳥取地区工業用水道事業における需要開拓及び日野川工業用水道事業における配水管の老朽化対策) (病院事業会計) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保及び働き方改革等について ③未収金(患者自己負担分)の回収について (天神川流域下水道事業会計) ①経営戦略の運用について(柔軟な事業運営)
3	2	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について(売電単価の向上及び小水力発電所の発電量向上について) ②工業用水道事業について(鳥取地区工業用水道事業における需要開拓) (病院事業会計) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保等について ③未収金(患者自己負担分)の回収について (天神川流域下水道事業会計) ①指定管理委託について(経費削減等) ②雨天時等侵入水について(調査研究と緊急時の対応)

実施 年度	対象 年度	監 査 意 見	
		一 般 会 計 ・ 特 別 会 計	公 営 企 業 会 計
2	元	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の更なる適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について (小水力発電所の収益確保について) ②工業用水道事業について (鳥取地区工業用水道事業における需要開拓) (病院事業会計) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保等について ③未収金 (患者自己負担分) の回収について
元	3 0	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について ア 小水力発電所等の稼働について イ 公共施設等運営権の設定による運営について ②工業用水道事業について (財源確保策の検討と利活用の働きかけ) (病院事業会計) ①中央病院の新病院開設に伴う収益確保について ②厚生病院の財務改善の継続について ③医療従事者の確保について ④未収金 (患者自己負担分) の回収について
3 0	2 9	(一般会計) ①県財政の健全化について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①適切な資金準備について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について	(企業会計) ①電気事業について (小水力発電所の収支改善) ②工業用水道事業について (新規給水先開拓と地元自治体等の連携) (病院事業会計) ①健全経営等について ②医療従事者の確保について ② 未収金 (患者自己負担分) の回収について
2 9	2 8	(一般会計) ①県財政の健全化について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①適切な資金準備について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について	(企業会計) ①健全経営について ②電気事業の推進について ③工業用水道事業の収支改善について ④人材の養成・確保について ⑤固定資産の適正管理について (病院事業会計) ①健全経営等について ②医療従事者の確保について ③新病院の完成に向けた進捗管理について ④未収金 (患者自己負担分) の回収について
2 8	2 7	(一般会計) ①県財政の健全化、効率的・機動的な予算執行について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について ②財務に関する事務の適正な処理について	(企業会計) ①次期「鳥取県企業局経営プラン」の策定について ②電力システム改革の動向を踏まえた発電事業について ③工業用水道事業の今後について (病院事業会計) ①経営健全化について ②医療従事者の確保について ③未収金 (患者自己負担分) の回収について

実施 年度	対象 年度	監 査 意 見	
		一般会計・特別会計	公営企業会計
27	26	(一般会計) ①県財政の健全化、効率的・機動的な予算 執行について ②収入未済額の縮減について ③県税の未納延滞金について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電力システム改革や新エネルギーの導入に向 けた対応について ②工業用水道事業の新規給水先確保や他用途へ の活用について ③境港外港竹内地区の販売戦略について (病院事業会計) ①経営健全化への取組みについて ②医療従事者の確保対策について ③未収金（患者自己負担分）対策について

年度別業務適正化評価報告書審査実績

(令和2年度～令和6年度)

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯	審 査 結 果 の 概 要
6	5	R 6. 8. 27 令和5年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 R 6. 10. 17 令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	1 評価手続 個人情報管理について、事案が重大か否かの判断は一貫性をもって行われるべきであり、重要性の具体的な判断基準を示すことは当該個人情報を取り扱う職員への注意喚起にもつながるので、個人情報管理の評価基準について、不備と重大な不備が明確となるような基準や例示を検討されたい。さらに、個人情報の漏洩防止は緊要であり、引き続き一つ一つの案件を分析し未然防止に向けた対応を検討されたい。 2 評価結果 業務適正化制度の開始から5年になるにもかかわらず取組が機能していないと考えるので、職員一人一人が業務適正化制度の趣旨・重要性を確実に理解し、不適切事務が確実に是正されるよう、業務適正化制度の定着に努められたい。 3 その他 ① 業務適正化制度の効果的運用においては、リスクを認識し、未然防止策を実践するというPDCAサイクルを確実に実施することが重要であることから、年2回の自己点検のみならず、各所属内で随時PDCAサイクルを実施するよう強く進められたい。 ② 同様の不適切事務が複数の所属で確認されていることから、組織的な改善を図る必要があるため、不適切な事務が発生する要因を分析し、旅費システムや財務等の電子決裁システムにおいて、ポップアップ表示やエラーチェック機能の充実等を工夫し、繰り返し発生する不適切事務の削減に努められたい。
5	4	R 5. 9. 6 令和4年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 R 5. 11. 2 令和4年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	1 評価手続 ① 契約に関する事務処理の改善が図られていない事案が散見されたことから、引き続き業務点検チェックリスト等の活用により不適切事案の抑制に努められたい。 ② 個人情報管理については、24件の個人情報流出事故があった。 基準に照らして上述の個人情報流出事案を評価した結果として、発生数等から量的重要性の観点からは不備と評価されている。 また、質的重要性の観点からは不備とは評価はされていない。 しかしながら、当該事案は鳥取県個人情報保護条例に規定する個人情報保護の重要性の観点や、鳥取県情報公開条例第9条第2項の非開示情報に該当する内容が漏出した案件が含まれており、一定の個人情報に本人の意思に反して他者に知られないよう保護すべきとされていることに照らして考えれば、評価結果として著しく均衡を失していると言わざるを得ないと考える。殊個人情報の不適切な管理事案については、鳥取県個人情報保護条例や鳥取県情報公開条例の理念や運用方針との整合性を図り、県民個人の立場から見て妥当な評価となるよう基準の見直しを図られたい。 2 評価結果 ① 財務については、契約事務について適切な事務処理

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯		審 査 結 果 の 概 要														
				が行われていなかった事案が定期監査において散見された。不適切な事務処理の発生防止に努められるとともに、引き続き業務点検チェックリストの活用を図られたい。 ② 財務について、過年度調定及び過年度支出といった不適切な事務処理が定期監査において散見された。重要度の高いリスクと未然防止策の取組が確実に実施されるよう努められたい。 3 その他について 業務適正化制度は、試行期間を含めると4年目となるが、PDCAサイクルを通じてリスクを認識し、未然防止策を実践するという理念の浸透が不十分であると見受けられる。職員の制度に対する理解の促進と所属における具体的な未然防止策の周知・実践をさらに進められたい。														
4	3	R 4. 10. 17 R 4. 11. 25	令和3年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 令和3年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	評価手続については、概ね適当であるが、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案も散見されたので、令和4年度における運用状況を確認されたい。 評価結果については、 ①支出負担行為の事務手続の遅延や契約書に定める書類を受理していなかったことなど依然として適正な事務処理の行われていなかったものが散見された。各機関及び各職員において、業務点検チェックリストの確認、未然防止策の取組を確実に実施するよう積極的な働きかけを行われたい。 ②年度替わりの引継ぎや組織内、組織間での情報の受け渡しが適切に実施されていないことに起因する不適正な事務処理が散見されるところであり、重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目を見直し、不適正な事務処理の発生防止に努められたい。 ③上記①②のような状況から制度に対する基本的な理解が不十分と感じられるので、改めて業務適正化の制度の周知とPDCAの実践が行われるように努められたい。														
3	2	R 3. 11. 1 R 3. 11. 29	令和2年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 令和2年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	評価手続については概ね適当であるが、評価結果については、定期監査において処置された事案のうち、特に契約等に関するもので適切な事務処理が行われていなかった事案が下表のとおり見受けられたので、重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目について検討され、不適切な事務処理の発生防止に努められるとともに、引き続きチェックリストの活用を図られたい。 <table><tr><th>内 容</th><th>件数</th><th>発生要因</th></tr><tr><td>文書管理が不適切であったもの</td><td>1</td><td>申請書等の不適切な文書管理</td></tr><tr><td>契約の締結過程に不備があったもの</td><td>26</td><td>会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足</td></tr><tr><td>契約の履行管理に不備があったもの</td><td>17</td><td>会計事務処理要領等の認識不足</td></tr></table>			内 容	件数	発生要因	文書管理が不適切であったもの	1	申請書等の不適切な文書管理	契約の締結過程に不備があったもの	26	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足	契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足
内 容	件数	発生要因																
文書管理が不適切であったもの	1	申請書等の不適切な文書管理																
契約の締結過程に不備があったもの	26	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足																
契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足																

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯	審 査 結 果 の 概 要
2	元	R 2.10.19 令和元年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 R 2.11. 9 令和元年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	評価手続については概ね適当であるが、評価結果については、一部検討を要するものがある。 ①重要度の高いリスクの洗い出しに当たっては、各所属の業務内容等も勘案して、漏れがないよう進められたい。 ②今後ともA I ・ R P A等の取組が、一層進められるよう制度所管課での検討はもとより、各部局に対しても、さらなる支援を行われたい。

年度別健全化判断比率等審査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

1 健全化判断比率

(1) 審査経緯

区 分	実 施 年 度 (対 象 年 度)									
	H27 (H26)	H28 (H27)	H29 (H28)	H30 (H29)	R元 (H30)	R2 (R元)	R3 (R2)	R4 (R3)	R5 (R4)	R6 (R5)
審査意見書の提出	H27.9.29	H28.9.29	H29.9.28	H30.9.28	R元.9.27	R2.9.25	R3.9.28	R4.9.27	R5.9.15	R6.9.27
県議会決算審査特別委員会開催	H27.10.8	H28.10.11	H29.10.10	H30.10.12	R元.10.8	R2.10.7	R3.10.8	R4.10.13	R5.10.12	R6.10.9

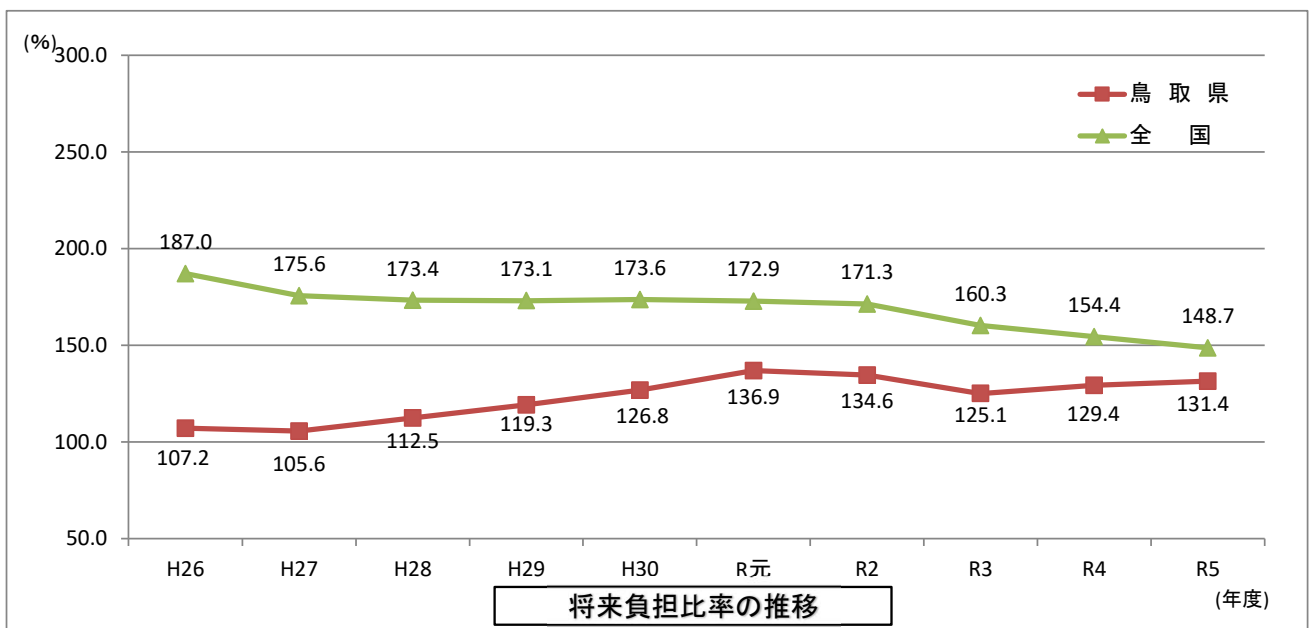
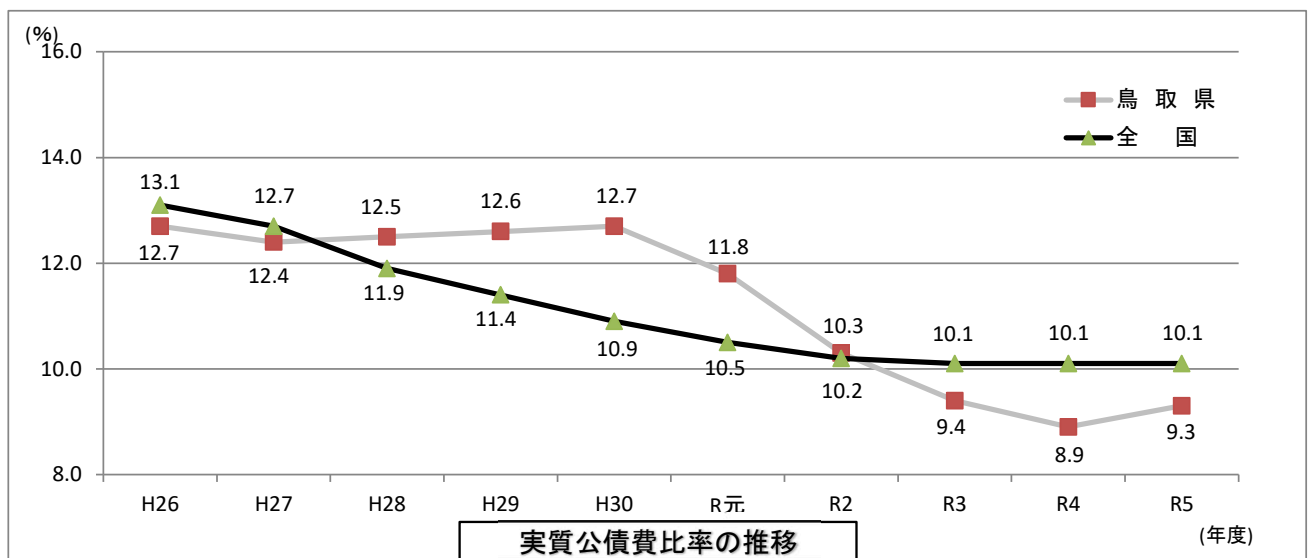
(2) 審査結果の概要

健全化判断比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認められた。(各年度共通)

健全化判断比率		対前年増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %		3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	- %		8.75 %	15 %
実質公債費比率	下表のとおり	下表のとおり	25 %	35 %
将来負担比率			400 %	

(単位: %、ポイント)

区 分	実 施 年 度 (対 象 年 度)									
	H27 (H26)	H28 (H27)	H29 (H28)	H30 (H29)	R元 (H30)	R2 (R元)	R3 (R2)	R4 (R3)	R5 (R4)	R6 (R5)
実質公債費比率 (対前年増減)	12.7 (0.0)	12.4 (△0.3)	12.5 (0.1)	12.6 (0.1)	12.7 (0.1)	11.8 (△0.9)	10.3 (△1.5)	9.4 (△0.9)	8.9 (△0.5)	9.3 (0.4)
将来負担比率 (対前年増減)	107.2 (△1.7)	105.6 (△1.6)	112.5 (6.9)	119.3 (6.8)	126.8 (7.5)	136.9 (10.1)	134.6 (△2.3)	125.1 (△9.5)	129.4 (4.3)	131.4 (2.0)



2 資金不足比率

(1) 審査経緯

健全化判断比率の審査と同じ

(2) 審査結果の概要

資金不足比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認められた。(各年度共通)

資金不足比率	経営健全化基準
- %	20%

年度別包括外部監査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

実施年度 (年度)	テーマ	監 査 項 目	実施者	監査経緯
6 (5)	持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）に向けた事業に係る財務事務の執行について	○ 政策戦略本部、輝く鳥取創造本部、生活環境部、商工労働部、東部地域振興事務所、西部総合事務所が所管、実施する財務事務の執行等	[包括外部監査人] 駿同 利明（税理士） [補助者] 音田 勝正（税理士） 入江 聡（税理士） 鷲見 渉（税理士）	R 6. 4. 1 契約 R 6. 4. 16 契約締結告示 R 6. 5. 17 補助者告示 R 6. 4. 1 監査実施 ～ R 6. 12. 31 R 7. 2. 5 結果報告・記者発表 R 7. 2. 28 公表（県公報登載）
5 (4)	コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について	○ 商工労働部、鳥取県商工会連合会、鳥取商工会議所が所管、実施する財務事務の執行等	[包括外部監査人] 牧野 芳光（税理士） [補助者] 音田 勝正（税理士） 入江 聡（税理士） 駿同 利明（税理士）	R 5. 4. 1 契約 R 5. 4. 21 契約締結告示 R 5. 5. 19 補助者告示 R 5. 4. 1 監査実施 ～ R 6. 1. 5 R 6. 2. 5 結果報告・記者発表 R 6. 2. 27 公表（県公報登載）
4 (3)	強い農林水産業の実現に向けた事業に係る財務事務の執行について	○ 農林水産部、中部総合事務所農林局、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が所管、実施する財務事務の執行等	[包括外部監査人] 牧野 芳光（税理士） [補助者] 音田 勝正（税理士） 後藤 洋次郎（税理士） 駿同 利明（税理士）	R 4. 4. 1 契約 R 4. 4. 22 契約締結告示 R 4. 5. 20 補助者告示 R 4. 4. 1 監査実施 ～ R 4. 12. 31 R 5. 2. 3 結果報告・記者発表 R 5. 2. 17 公表（県公報登載）
3 (2)	防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について	○ 危機管理局、県土整備部、農林水産部、生活環境部、商工労働部、福祉保健部、中部総合事務所、西部総合事務所が所管する防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行等	[包括外部監査人] 谷田 真基（税理士） [補助者] 岸本 信一（税理士） 岩谷 章男（税理士） 西村 隆行（税理士）	R 3. 7. 5 契約 R 3. 7. 13 契約締結告示 R 3. 7. 26 補助者告示 R 3. 7. 5 監査実施 ～ R 3. 12. 31 R 4. 2. 4 結果報告・記者発表 R 4. 3. 15 公表（県公報登載）
2 (元)	総務部行財政改革局資産活用推進課が所管する公有財産の管理に関する財務事務の執行について	○ 資産活用推進課が所管する県有財産（土地・建物）のうち、土地等の未利用財産の管理状況や有効活用等	[包括外部監査人] 上原 武（税理士） [補助者] 戸野 克則（税理士） 谷田 真基（税理士） 小谷 誠（税理士）	R 2. 4. 1 契約 R 2. 4. 14 契約締結告示 R 2. 5. 22 補助者告示 R 2. 10. 1 監査実施 ～ R 2. 12. 31 R 3. 2. 4 結果報告・記者発表 R 3. 3. 9 公表（県公報登載）

実施年度 (年度)	テーマ	監 査 項 目	実施者	監査経緯
元 (30)	西部総合事務所地域振興局が所管する伯耆国「大山開山 1300 年祭」推進事業等及び生活環境部が所管する第 3 回「山の日」記念全国大会に関する財務事務の執行について	○ 西部総合事務所地域振興局、生活環境部の補助金、交付金及び委託料等	[包括外部監査人] 上原 武 (税理士) [補助者] 戸野 克則 (税理士) 金森 実 (税理士) 谷田 真基 (税理士)	H31. 4. 1 契約 H31. 4. 9 契約締結告示 R 1. 5. 17 補助者告示 R 1. 6. 1 監査実施 ～ R 1. 12. 31 R 2. 2. 4 結果報告(監査委員)・ 記者発表(解禁 2. 13) R 2. 2. 13 結果報告(議長・知事) R 2. 2. 21 公表(県公報登載)
30 (29)	元気づくり総本部及び商工労働部が所管する移住定住の推進事業及び観光交流局が所管するインバウンドを主とした観光施策に係るふるさと魅力向上事業に関する財務事務の執行について	○ とっとり暮らし支援課、就業支援課(H30 雇用政策課・県立鳥取ハローワーク)及び観光戦略課の補助金、交付金及び委託料等	[包括外部監査人] 岸本 信一 (税理士) [補助者] 上原 武 (税理士) 谷田 真基 (税理士) 古川 嘉彦 (税理士)	H30. 4. 1 契約 H30. 4. 17 契約締結告示 H30. 5. 8 補助者告示 H30. 6. 12 監査実施 ～ H30. 12. 31 H31. 1. 22 結果報告・記者発表 H31. 2. 6 公表(県公報登載)
29 (28)	子育て応援課及び女性活躍推進課が所管する子育て王国推進事業に関する財務事務の執行について	○ 子育て応援課及び女性活躍推進課の補助金、交付金及び委託料等	[包括外部監査人] 岸本 信一 (税理士) [補助者] 上原 武 (税理士) 谷田 真基 (税理士) 古川 嘉彦 (税理士)	H29. 4. 1 契約 H29. 4. 28 契約締結告示 H29. 5. 9 補助者告示 H29. 6. 30 監査実施 ～ H29. 12. 31 H30. 2. 5 結果報告・記者発表 H30. 2. 9 公表(県公報登載)
28 (27)	市場開拓局が所管する県産品の販路拡大、輸出促進事業及び「食のみやこ鳥取県」関連事業に関する財務事務の執行について	○ 販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課の補助金、交付金及び委託料等	[包括外部監査人] 岸本 信一 (税理士) [補助者] 上原 武 (税理士) 谷田 真基 (税理士) 古川 嘉彦 (税理士)	H28. 4. 1 契約 H28. 4. 12 契約締結告示 H28. 5. 13 補助者告示 H28. 7. 1 監査実施 ～ H28. 12. 31 H29. 2. 6 結果報告・記者発表 H29. 2. 10 公表(県公報登載)
27 (26)	県有財産(土地・建物)の管理に関する財務事務の執行について	1 未利用等不動産 2 貸付・使用許可及び借受不動産 3 未利用不動産の処分 4 鳥取県土地開発公社	[包括外部監査人] 高田 充征 (税理士) [補助者] 杉浦 為佐夫 (税理士) 池原 浩一 (税理士・公認会計士) 小谷 誠 (税理士)	H27. 4. 1 契約 H27. 4. 14 契約締結告示 H27. 5. 7 補助者告示 H27. 7. 7 監査実施 ～ H27. 12. 31 H28. 2. 3 結果報告・記者発表 H28. 2. 12 公表(県公報登載)

年度別監査委員活動実績

(令和2年度～令和6年度)

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

(単位：日)

年 度			6			5			4			3			2		
代表・識見・議選別			代 表	識 見	議 選	代 表	識 見	議 選	代 表	識 見	議 選	代 表	識 見	議 選	代 表	識 見	議 選
活動状況	各種監査	定期監査	29	17	26	21	14	16	14	12	10	9	8	8	17	15	14
		行政監査				2	2	2	1	1	1				2	2	2
		随時監査															
		財援団体監査	6	5	5	5	3	2	3	5	2	4	3	3	7	4	5
		例月現金出納検査	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		決算審査	16	11	14	14	8	7	11	10	8	8	6	7	10	6	8
		基金運用状況審査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		健全化判断比率等審査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		業務適正化報告書審査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		直接請求監査															
		議会請求監査															
		知事要求監査															
		住民監査請求監査	3	3	3				2	2	2				1	1	1
		職員賠償責任監査														1	
		(A) 小 計	61	43	54	49	34	34	38	37	30	28	24	25	44	36	37
	その他の活動	監査委員協議会	19	19	19	14	14	13	18	18	17	13	12	12	15	13	15
		部局長協議	3	3	3	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	2
		知事報告	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
		意見交換会等	4	4	4												
		決算審査特別委員会	1			1			1			1			1		
		全国・中国会議	3	1	1	2	1	1	2								
		研 修															
		その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(B) 小 計	32	29	29	20	18	17	25	22	20	17	15	15	20	17	19
	(A) + (B) 合 計		93	72	83	69	52	51	63	59	50	45	39	40	64	53	56
(C) 重複によるマイナス		37	31	32	23	16	15	22	21	19	17	15	16	19	17	17	
実稼働日数(A) + (B) - (C)		56	41	51	46	36	36	41	38	31	28	24	24	45	36	39	

注1 監査委員一人あたりの平均活動日数（リモート含む。）である。

2 その他の欄は、包括外部監査等の日数である。

3 小計欄は、延べ日数である。

4 重複によるマイナス欄の主なものは、定期監査と決算審査や基金運用状況審査との重複、監査委員協議会と部局長協議との重複等である。

5 「代表」は代表監査委員を、「識見」は代表監査委員を除く識見の監査委員を、「議選」は県議会選出の監査委員を表している。

6 代表監査委員は常勤であり、執務室での日常業務（書面監査の実施、局内協議、庶務事務）の部分は除いている。

年度別定数・組織経緯表

(令和3年度～令和7年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

年度	人数（人）					組 織
	区 分	監査委員	事務局	うち		
				管理職	再任用	
令和7	実人員	4	12	3	3	監査委員（4）－事務局長（1） └ 次長兼監査第一課長（1）－監査主幹（4）、監査主任（1） └ 次長兼監査第二課長（1）－監査主幹（3）、監査主任（1）
	定 数	4	12			
令和6	実人員	4	12	3	1	監査委員（4）－事務局長（1） └ 次長兼監査第一課長（1）－監査主幹（2）、主幹（2）、監査主任（1） └ 次長兼監査第二課長（1）－監査主幹（2）、主幹（2）
	定 数	4	12			
令和5	実人員	4	12	3	1	監査委員（4）－事務局長（1） └ 次長兼監査第一課長（1）－監査主幹（4）、監査副主幹（1） └ 次長兼監査第二課長（1）－監査主幹（3）、監査副主幹（1）
	定 数	4	12			
令和4	実人員	4	12	3	1	監査委員（4）－事務局長（1） └ 次長兼監査第一課長（1）－監査主幹（4）、監査副主幹（1） └ 次長兼監査第二課長（1）－監査主幹（3）、監査副主幹（1）
	定 数	4	12			
令和3	実人員	4	12	4	1	監査委員（4）－事務局長（1） └ 次長兼監査第一課長（1）－監査主幹（4）、監査副主幹（1） └ 次長兼監査第二課長（1）－参事兼監査主幹（1）、監査主幹（2） 監査副主幹（1）
	定 数	4	12			

監査委員(4)－事務局長(1) 次長兼監査第一課長(1)－監査主幹(4)、監査主任(1)
次長兼監査第二課長(1)－監査主幹(3)、監査主任(1)

監査委員(4)－事務局長(1) 次長兼監査第一課長(1)－監査主幹(2)、主幹(2)、監査主任(1)
次長兼監査第二課長(1)－監査主幹(2)、主幹(2)

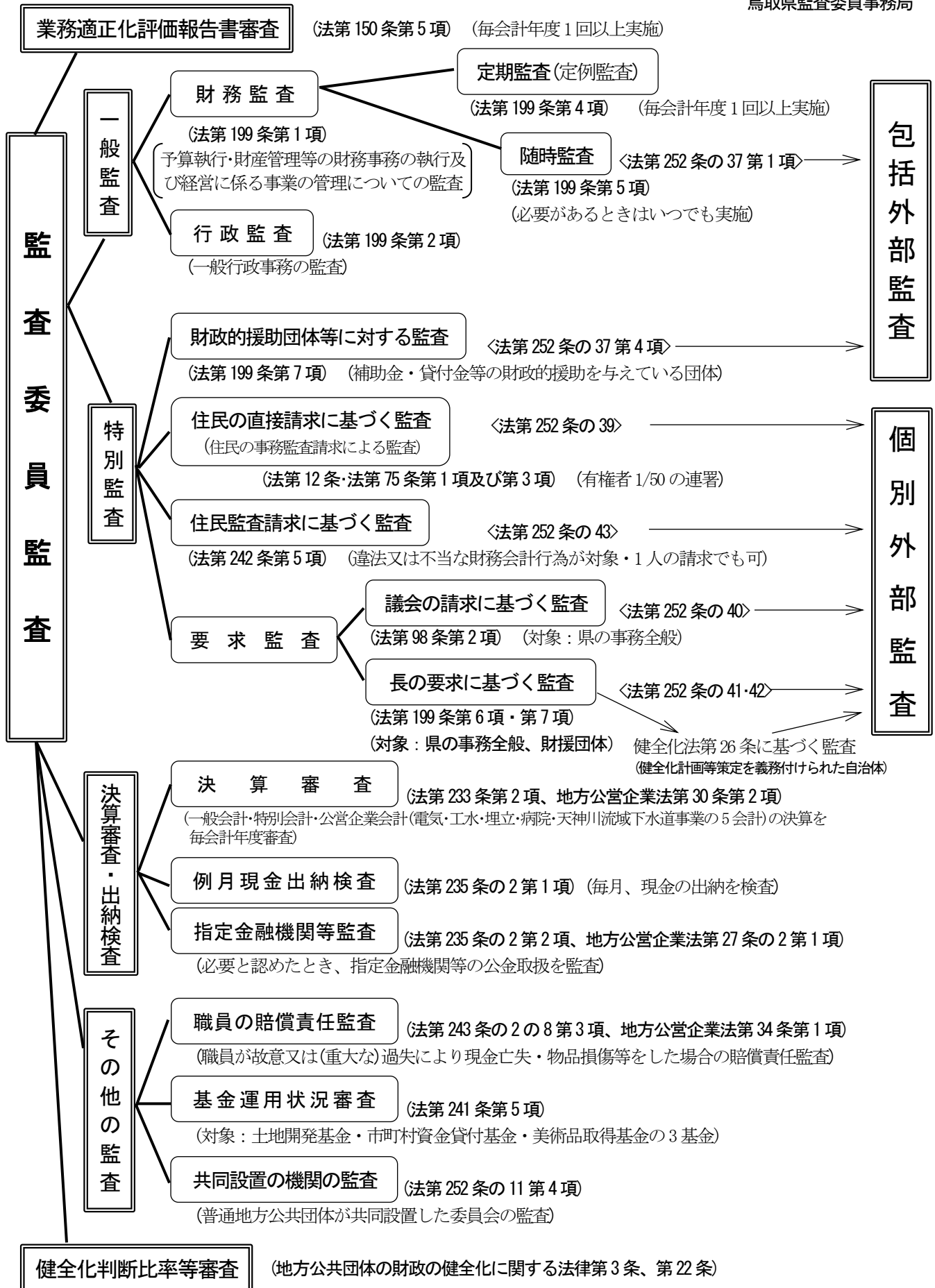
監査委員(4)－事務局長(1) 次長兼監査第一課長(1)－監査主幹(4)、監査副主幹(1)
次長兼監査第二課長(1)－監査主幹(3)、監査副主幹(1)

監査委員(4)－事務局長(1) 次長兼監査第一課長(1)－監査主幹(4)、監査副主幹(1)
次長兼監査第二課長(1)－監査主幹(3)、監査副主幹(1)

監査委員(4)－事務局長(1) 次長兼監査第一課長(1)－監査主幹(4)、監査副主幹(1)
次長兼監査第二課長(1)－参事兼監査主幹(1)、監査主幹(2)
監査副主幹(1)

監査の種別と根拠法令

鳥取県監査委員事務局



(注) 法：「地方自治法」の略

各種監査等の説明

令和 7 年 4 月 1 日
鳥取県監査委員事務局

監査等の種類	説 明
業務適正化評価報告書 審査 [地方自治法(以下「法」という。)第150条第5項]	知事から提出された業務適正化評価報告書について、監査委員が確認した業務適正化の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、業務適正化の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行う。 なお、本県の対象事務は、財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4つである。
定期監査 [法第199条第1項及び第4項]	監査委員が、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。 県の財務に関する事務(県の収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(本県では病院事業、電気事業、工業用水道事業、埋立事業、天神川流域下水道事業の5事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか。)及び効率性等の観点で監査を行う。
財政的援助団体等監査 [法第199条第7項]	県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査であり、本県では毎年度行っている。 監査対象とする団体は、県の出資団体(県の出資割合が1/4以上の団体又は県若しくは県の出資割合が1/2以上の団体の出資割合の合計が1/4以上の団体)、県の補助金等交付団体(県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体)及び指定管理者(県が設置する公の施設の管理を行っている団体)である。
決算審査 [法第233条第2項、地方公営企業法(以下「公企法」という。)第30条第2項]	県の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、知事から提出された決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかといった観点で行う。
例月現金出納検査 [法第235条の2第1項]	県の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められた日に監査委員が行う検査である。
基金運用状況審査 [法第241条第5項]	県が特定の目的をもって定額の資金を運用するために設けた基金の運用状況について、知事から提出された基金に関する決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、運用状況を示す書類及び決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じて合理的に運用されているかどうかといった観点で行う。 なお、本県の対象となる基金は、鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金の3基金である。

監査等の種類	説 明
健全化判断比率等審査 [地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項]	知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか確認することによって行う。 また、公営企業については、知事から提出される資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。 〈実質赤字比率〉 一般会計等（※1）を対象とした実質赤字額（※2）の標準財政規模（※3）に対する比率。 （※1）一般会計等…一般会計及び特別会計のうち、公営企業会計及び公営企業に係る特別会計等以外のもの。 （※2）実質赤字額…形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費、繰越明許費等の財源を控除した額。 （※3）標準財政規模…標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税や普通交付税のように使途が特定されず毎年度経常的に収入される財源）の規模。 〈連結実質赤字比率〉 全会計の合計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額（※4））の標準財政規模に対する比率。 （※4）資金の不足額…一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。 〈実質公債費比率〉 一般会計等が負担する元利償還金（公債費）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）の、標準財政規模（普通交付税が措置されるものを除く。）に対する比率。過去3年度間の平均により算出。 〈将来負担比率〉 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、鳥取県が設立した一定の法人の負債の額等のうち一般会計等の負担見込み額等）の標準財政規模（普通交付税が措置されるものを除く。）に対する比率。 〈資金不足比率〉 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模（※5）に対する比率。 （※5）事業の規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額。
行政監査 [法第199条第2項]	県の事務の執行について、監査委員が、経済性（無駄な経費をかけていないか。）、効率性（より成果の上がる方法はないか。）、有効性（目的にかなっているか。）及び適法性等の観点で行う監査である。 なお、これは財務に関する事務について行う定期監査とは別のものである。監査委員が必要があると認めるときに行う監査である。
随時監査 [法第199条第1項及び第5項]	県の財務に関する事務について、監査委員が、特に必要があると認めるとき、いつでも行うことができる監査である。

監査等の種類	説 明
公金の収納又は支払の事務に係る監査 [法第235条の2第2項、公企法第27条の2第1項]	県の指定金融機関の公金の収納又は支払の事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかといった観点で、監査委員が、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに行う監査である。
直接請求による監査 [法第75条第3項]	選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の連署をもって、県の事務(対象は県の事務全般)の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
議会の請求による監査 [法第98条第2項]	県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
知事の要求による監査 [法第199条第6項又は第7項]	知事が、県の事務の執行又は財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対する財政援助等について監査を行うように要求したときに、監査委員が行う監査である。
住民の請求による監査 [法第242条第5項]	県民が、知事その他の執行機関(委員会等)又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求(対象は県の財務会計上の行為に限定される。)したときに、監査委員が行う監査である。
職員の賠償責任に係る監査 [法第243条の2の8第3項、公企法第34条]	県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品を亡くしたり又は壊したりしたとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を要求したときに、監査委員が行う監査である。 監査委員は、その事実があるかどうかを監査し、事実がある場合には賠償責任の有無や賠償額を決定する。

令和 7 年度 監査等 執行計画

令和 6 年12月23日

鳥取県監査委員決定

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）第3条の規定に基づき、令和7年度に実施する監査（令和6年度内に実施する令和6年度決算に係る定期監査を含む。）、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画を次のとおり定める。

なお、年間の計画は別紙1「令和7年度監査等執行計画表」のとおりとし、監査対象機関毎の実施日程は前月の末日までに定め、関係機関に通知する。

1 業務適正化評価報告書審査

（1）実施時期

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

（2）実施箇所

総務部行政監察・法人指導課、総務部行政体制整備局行財政改革推進課

（3）方法

実地監査

（4）範囲

令和6年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

（5）重点事項

特に定めない。

2 定期監査

（1）実施時期

ア 本監査

令和7年3月から9月までの間

イ 報告書提出

令和7年11月

（2）実施箇所

別紙2「令和7年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。

【 監査対象機関数及び監査実施機関数 】

区 分	監査対象 機関数 (A)	監査実施 機関数 (B)	本監査の内訳		B/A (%)	C/B (%)
			実地監査 (C)	書面監査		
知 事 部 局	159(157)	159(157)	53(58)	106(99)	100	33
企 業 局	3(3)	3(3)	1(3)	2(0)	100	33
病 院 局	3(3)	3(3)	2(3)	1(0)	100	67
教 育 委 員 会	49(50)	49(50)	11(13)	38(37)	100	22
警 察 本 部	10(10)	10(10)	3(3)	7(7)	100	30
委 員 会 等	3(3)	3(3)	1(1)	2(2)	100	33
県 議 会 事 務 局	1(1)	1(1)	0(1)	1(0)	100	0
計	228(227)	228(227)	71(82)	157(145)	100	31

注 1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ 1 機関としている。

2 財務に関して指定管理者制度を導入している機関は、監査対象機関から除いている。

3 () は、令和 6 年度に実施した機関数である。

(3) 方法

別紙 2 「令和 7 年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。(添付は省略)

また、監査の結果に関し、必要な事案については関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和 6 年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

「物品の管理」とする。実施方法等については別に定める。

3 財政的援助団体等監査

(1) 実施時期

ア 本監査

令和 7 年 10 月から 11 月までの間

ただし、地方公営企業法の適用事業に係る指定管理者については、令和 7 年 7 月

イ 報告書提出

令和 8 年 1 月

(2) 実施箇所

原則として次の考え方にに基づき、業務内容や運営の実態等から適時性も勘案して別に定める。

ア 出資団体

県の出資割合が 1/4 以上の団体を対象として、原則として 3 年に 1 回監査を行う。

ただし、指定管理者（県が設置した公の施設を管理する団体）となっている出資団体等必要があると認める一部の団体は、2 年に 1 回監査を行う。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の全てを対象として、原則として3年に1回監査を行う。
ただし、必要があると認める団体については、2年に1回監査を行う。
なお、みなとさかい交流館の指定管理者である境港管理組合については対象から除く。

ウ 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。また、県が損失補償等を行っている団体を対象として、抽出し監査を行う。

※ 補助金等とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

(3) 方法

原則として実地監査とし、別に定める。

また、監査の結果に関し、特に必要があるときは関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和6年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

特に定めない。

4 決算審査

(1) 実施時期

ア 普通会計

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

イ 企業会計

審査書類が審査に付された日から令和7年8月までの間

(2) 実施箇所

ア 普通会計

会計管理部会計指導課

イ 企業会計

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 方法

各監査対象機関の決算状況の審査については、本庁機関の定期監査等の際に併せて行う。

ア 普通会計

実地監査

イ 企業会計

実地監査

(4) 範囲

令和6年度

(5) 重点事項

特に定めない。

5 例月現金出納検査

(1) 範囲、実施時期及び方法

範囲	実施時期	実地検査			
		普通会計	企業会計	病院事業会計	天神川流域下水道事業会計
令和7年2月	令和7年4月	書面	書面	書面	書面
3月	5月	書面	書面	書面	書面
4月	6月	書面	書面	書面	書面
5月	7月	書面	○	○	書面
6月	8月	○	書面	書面	書面
7月	9月	書面	書面	書面	書面
8月	10月	書面	書面	書面	書面
9月	11月	書面	○	○	○
10月	12月	書面	書面	書面	書面
11月	令和8年1月	書面	書面	書面	書面
12月	2月	書面	書面	書面	書面
令和8年1月	3月	書面	○	○	書面

※実地検査欄の「○」は実地検査、「書面」は書面検査を示す。

(2) 実施箇所

ア 普通会計

会計管理部会計指導課

イ 企業会計

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 重点事項

特に定めない。

6 基金運用状況審査

(1) 実施時期

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

(2) 実施箇所

ア 鳥取県土地開発基金

総務部行政体制整備局行財政改革推進課

イ 鳥取県市町村資金貸付基金

地域社会振興部市町村課

ウ 鳥取県美術品取得基金
教育委員会事務局博物館

(3) 方法

書面監査

(4) 範囲

令和6年度

(5) 重点事項

特に定めない。

7 健全化判断比率等審査

(1) 実施時期

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

(2) 実施箇所

ア 健全化判断比率

政策戦略本部財政課

イ 資金不足比率

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、農林水産部水産振興局水産振興課、県土整備部
河川港湾部港湾課、企業局、病院局

(3) 方法

原則として実地監査

(4) 範囲

令和6年度

(5) 重点事項

特に定めない。

8 その他の監査

(1) 行政監査

別に定める。

(2) その他の監査

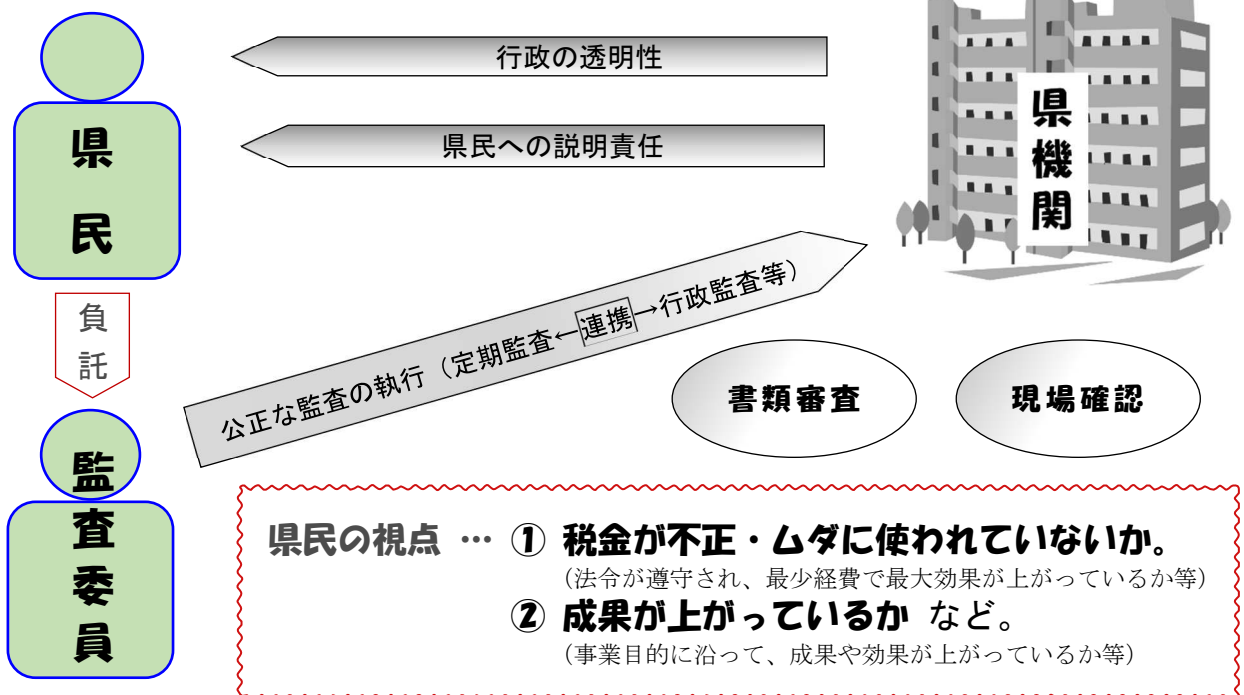
随時監査、公金の収納又は支払の事務に係る監査、直接請求による監査、議会の請求による
監査、知事の要求による監査、住民の請求による監査及び職員の賠償責任に係る監査の実施方
法等については、必要に応じて別に定める。

鳥取県監査委員のミッション

令和7年4月1日
鳥取県監査委員

監査が、「県民一人ひとりの幸せに役立っているか」を常に心に銘記し、
県民に代わり、県の行財政の事務の執行等について「県民の視点」でチェックする。

⇒ 行政が公正かつ適正で経済性・効率性等を確保しているかどうか、県の行財政全般について監視と点検を行い、「県の行財政運営の質の向上」に資することを目指す。



－ 5つの観点 －

- ① 正確性 ② 合規性
- ③ 経済性 ④ 効率性 ⑤ 有効性

監査による効果

★ 牽制による抑止効果

（不正防止の意識を高揚）

★ 将来への波及効果

（改善策が講じられ再発防止）

～ 厳しいけれど信頼される監査に～

「鳥取県監査委員のあゆみ」について

鳥取県監査委員では、毎年4月1日に小冊子「鳥取県監査委員のあゆみ」を発刊しています（初刊は平成19年4月1日発行）。

この小冊子には、概ね過去10年間の鳥取県の監査の実績を掲載しております。この小冊子によって、本県の監査委員と監査委員事務局職員が、過去の監査について正しく理解し、今後の監査事務の改善の手掛りとするとともに、県民の皆様に本県監査についての理解を深めていただければ幸いです。

令和7年度版 鳥取県監査委員のあゆみ

令和7年4月1日発行

鳥取県監査委員事務局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

FAX 0857-26-8173

監査第一課 TEL 0857-26-7547、7568、7941

監査第二課 TEL 0857-26-7549、7954、7955

ホームページアドレス <https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/>